



美東建第 21号
平成19年(2007年)4月23日

国土交通省道路局長 様

山口県美祢郡美東町長 倉増卓



中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について

平成19年4月2日付け国道企第114号で依頼のありましたこのことについて、別紙のとおり意見書を提出します。

今後の道路政策及び道路の整備・管理についての意見

(1) 道路整備による住民の期待及び地域間格差の是正について

道路は、中山間地域においては住民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設です。

私が申すまでもなく、少子高齢化が進展している今日、活力ある地域づくりや、魅力ある地域づくりを推進するためには、地域間交流とともに施設間の連係が必要となり、そのためには道路が一層重要となってまいります。

道路網の整備も計画的に今日進められてはいますが、本町においては平成6年12月に「地域高規格道路（小郡萩道路）」の一般国道計画路線に指定され、今日道路改築事業として工事が進められております。

本道路は山口県の陰陽を結び、中国自動車道と連結されることにより、県央の交通拠点である山口市小郡、県の主要観光地である秋吉台、山陰の中心都市である萩市を連結することにより、高速ネットワークの形成に非常に重要な路線と考えており、一日も早く完成を望むところであります。

この高規格道路を中心として、国・県・町道の整備もより一層進められるものと考えております。

また、本町は山口県の中心に位置する農業を中心とした中山間地帯であり、町内を縦横に走る国道、県道は地域住民の重要な生活基盤のひとつであります。しかしながら、未改良区間も多く車輛の離合も困難な状況であり、消防・救急活動や児童生徒の通学等に支障を来すなどの問題も抱えています。

来年3月に1市2町の合併を控え、合併地域内や他の地域とのアクセス性、安全性、利便性の向上を図ることが緊急の課題となっております。

なかでも、次の点にかかわる道路整備の促進をお願いしたいと思います。

- ① 市町村合併による新しい視点での基幹となる道路の整備。
- ② 通行車輛の増加や車輛の大型化に対応できるように、旧道路構造令による規格で改良済区間となっている道路の交通安全対策のうえからも早急な再整備。
- ③ 幹線となる国・県・町道の災害時に対応できる迂回路線の整備。

(2) 道路特定財源の一般財源化について

道路整備のための財源である道路特定財源について、一般財源化を前提とした見直しが進められていますが、幹線道路網や公共交通機関が整っている都市

と、本町のように財政事情が厳しく道路整備がおくれている地方では、道路整備に対する国民の意識に違いがあることを十分にご認識いただき、さきの(1)でも申し上げましたとおり、地域の実情に的確に対応した道路整備を強力に推進するために、受益者負担の原則に基づき、道路の利用者（車輛の保有者）がその利用に応じて負担する制度趣旨に則り、道路特定財源はすべて道路整備に充当されますよう強く要望します。

また、本町においても別添のとおり美東町住民を代表して、美東町議会決議をもって道路整備の推進要望決議書を内閣総理大臣外に提出してお願いをしているところでございます。

平成19年 4月23日

山口県美祢郡美東町長 倉 増 卓





町民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書

道路は、豊かな町民生活や活力のある経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、少子・高齢化が進展している中、活力ある地域社会の形成を推進するとともに、地球規模での環境問題に対処し、安全・安心を実感できる国土の実現を図るためには、道路整備は引き続き重要である。

特に公共交通機関の整備が不十分なため、自動車交通へ依存せざるを得ない地方において、人々が安心して快適な生活を送り、自立した個性ある地域づくりを進めるためには、町内はもとより町外との交流・連携を促進する交通ネットワークの整備を進めるとともに、人や自然にやさしい交通環境の整備が必要不可欠である。

一方、国においては、昨年十二月に「道路特定財源の見直しに関する基本方針」が政府・与党から示され、①真に必要な道路は計画的に整備を進める。②現行の税率水準を維持する。③特定財源制度は一般財源化を図ることを前提として、納税者の理解を得つつ、具休案を得る。とされたところである。

しかしながら、本町の道路整備はいまだ不十分であり、山陰自動車道などの高規格幹線道路の早期整備、地域の交流と連携を進める国道などの幹線道路や日常生活に密着した地方道及び市町村道の整備促進、さらには、救急、消防等の安心・安全の観点からの道路整備、渋滞解消による沿線環境保全、交通安全対策、道路防災対策等、多くの町民が計画的かつ効率的な道路整備の推進を願っているところである。

よって、国におかれては、本年の歳出・歳入一体改革の議論において、左記の事項について特段の配慮がなされるとともに、このような地方の実情に即した道路整備の重要性を深く認識され、平成十九年度予算編成に十分反映されるよう強く要望する。

記

一 地域の課題に的確に対応した道路整備を強力に推進するため、受益者負担という制度趣旨に則り、道路特定財源はすべて道路整備に充当すること。

二 地方の実情に応じた道路整備が着実に推進できるよう、大幅に不足している道路整備財源の確保を図ること。

以上、地方自治法第九九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年六月二十二日

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

山口県 美東町議会

